



橋梁上部工の発注に伴う高欄の取扱いについて（通知）

技術基準の種類:設計・施工
通知日:平成10年9月28日

道 第 3 0 6 号
都 計 第 9 8 号

平成10年9月28日

各土木事務所長様

道 路 課 長

橋梁上部工の発注に伴う高欄の取扱いについて（通知）

現在、橋梁上部工の発注方法については、鋼橋の場合の主桁工と橋面工（床版工）を分離発注することのみを定めており、高欄・照明灯といった付属施設の発注方法については各土木事務所ごとの判断としているところであります。

こうした中であって、先日県議会から高欄の取扱いについて、厳しい指摘があり、平成10年9月28日付道号外で注意を喚起したところであります。

ついては、橋梁上部工の発注に伴う高欄等について、今後は下記のとおり取り扱うよう定めたので適正に処理してください。

記

- 1 鋼橋においては、高欄は橋面工（床版工）に含めて発注すること。
- 2 コンクリート橋においては、主桁工と橋面工は分離発注とせず、高欄も含め一括発注とすること。
- 3 橋梁上部工の発注に伴う高欄の取扱いは上記1、2を原則とするが、特別の事情等によりこれと異なる取扱いを行う場合は、必ず道路課と協議を行い了承を得ること。